

政委員会のようなのを作る必要があるのではないか、このように考えるのではありません。従来は私人と機関との争いというものが誘致されたものでありますが、今度の場合、私人と私人の争いというものが当然起きてくるのではないかと、このように思ふのであります。これがこれに対するところの明確なる御所見を承わりたいと思ひます。

○町田政府委員 たいだいまのお尋ねのごさいますまず第一点の認容の限度でございしますが、これは第十一條の第一項に基準が書いてございしますように、他人の土地を使おうと思ふ者は、他人の土地又は排水設備に於て最も損害の少い場所又は箇所及び方法を選ばなければならぬ。このようにいうことになっておりますので、他人が自分の土地に排水設備を設けます際には、最も損害の少い場所又は箇所及び方法を限度として認容する義務がある、こういうふうに考へております。それから損失の補償につきましては、特に特別の行政措置によつてこれと紛争が生じた際に裁定をするという規定を設けなかつたのでございしますが、これはこの十一條全体が民法の相隣関係に関する規定の補足をしたような規定になっておりますので、民法の相隣関係の場合と同じような方法で行うことにするのがよいと思ひまして、そういうふうにしたのでございしますが、民法の相隣関係の場合には、争ひがあります場合には直接裁判所に訴えるということとで解決をいたしてあります。

○三鍋委員 次に同じく十一條の二項でございしますが、「その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならぬ。」これをもう少し具体的に説明をしていただきたいと思ひます。

○志村説明員 第二項に關しましては、これまで民法においても大体同様の考へ方があるのでございしますが、具体的の場合、いろいろの事項によりまして費用の負担の状況は違ふのでございします。これも使用する側と使用をせる側と、両者が話し合ひをいたしまして負担をきめていくというのが従来の通例でございします。相隣関係といふものではさういふやり方が一番適當ではないか、こういうふうに考へておる次第であります。

○三鍋委員 次に第十二條であります。除害施設の設置等の規定が設けられてあるものでありますが、ここにおいて都市下水路が適用されてないに思ふのであります。どういう理由でこれが除外されているか、この御説明をお願いしたいと思ひます。

○志村説明員 除害施設の設置等のことを規定しております第十二條は、公共下水道に關しまして規定いたしております。都市下水路に關しましてはこれに近い規定は第二十九條あるいは第三十條において規定してございします。第三十二條は公共下水道のみについて考へておるわけにございします。

○三鍋委員 次にこの放流水の水質検査等の規定が設けられておるのでありますが、これは少し変な感じがします。これは終末処理場というものは当然公共下水道と切り離すことができないものでございしますが、それゆゑにこそ事業計画の認可と内容について、第四條と第五條に下水道と終末処理場と連関させると規定してある。全然性質の異なつたものがここにばつと第二項に出てきておるのは、何か法体系から無理なような感じがするのでございしますが、これに対する御所見を承わりたいと思ひます。

○志村説明員 第二十一條は放流水の水質検査の規定でございまして、その第一項に水質検査に關する記録に關して規定し、第二項に終末処理場に關して規定してあるのは多少矛盾といひますか、そぐわないのではないかと御質問であります。実は終末処理場自身は、尿尿を含んだ下水を最終的に処理する施設でございします。これが水質に關する非常に重要な施設なものでございしますから、水質の検査等といたしまして、水質検査と並んで規定いたした次第でございします。

○三鍋委員 今出てきました終末処理場の取り扱ひの問題であります。これは従来厚生省と建設省がその所管についていろいろと論議があつたようでありまして、この法案によつて施行される場合に、終末処理場の認可手続も厚生省に對して行われるもの、このように解されるのであります。建設大臣と厚生大臣と何かここに協議の規定が當然必要である、このように考へるのであります。いかがでありますか。

○根本國務大臣 これは覺書で明確に規定いたしております。御指摘のように各方面からいろいろ御意見がございまして、下水道を完備する場合においては終末処理場と下水道と分割するのは適當でないという、これは昨年はずきりと關係省の意見調整をいたしまして

○三鍋委員 今も大臣がお述べになりましたように、市町村では終末処理場と下水道とは一体のものであるから所管を一元化されたいという要望が非常に強く出てきておるのであります。そのように修正した場合に行政上どのような支障がくるのか、これもやはりできるだけ能率的に、効果的にやるために多少いろいろ問題がありましようけれども、すつきりとしておいていただきたいと思ふのでございしますが、これに対する御所見をもう一度承わりたいと思ひます。

○根本國務大臣 たいだいまもお答えいたしましたように行政の所管は、見方によりましては、これはいろいろ取り方があります。下水道それ自身が一般の国民の衛生保持の観点に立つて見るならば、逆に厚生省が全部所管していいじゃないかという意見もあるわけでありまして、しかしながら下水道の構築、維持、これがむしろ重要な政策として考へるならば、これはやはり建設省が一貫してやつてもいい、こういう議論になるわけですね。しかしながら終末処理場の方は先ほど御指摘になりましたように、汚水の処理さらには汚物の処理は最終的にあそこをなされておる、こういうような問題は、水質の問題、河川、海洋というように広範な公衆衛生に關するこの問題は、農林省その他もみんな關係はございしますけれども

も、やはり衛生上の措置が十分にできておるかどうかということの観点に立つて見るのが行政上いいじゃないか、こういう観点で、現在では終末処理場が厚生省所管になっておる。しかし地元においては一本にしたいだいた方が便利だといふもの、現在終末処理場と二つに分けておるために、非常に地方末端の行政機関において支障を來しておるかといふと、それはどう支障を來たしてない。しかし感覚的には一方にした方がいいという常識論が多いようでありまして、そういう観点からしまして、一カ年の経験でございしますが、運用上非常に困るという事例がございしませんので、現行のままで進めて参りたいと思ふのでございします。

○三鍋委員 たいだいまの大臣の御答弁によりまして、さしたる支障がないような御答弁でございしますけれども、私はやはり筋として一貫管理された方が能率的である、こう思ふのであります。もし衛生關係のそういう技術面の必要がありといたしますならば、建設省にそういう技術師を設置されて、そして一貫した事業を遂行するように、このように考へるのでございしますが、もう一度これに對するところの大臣の御所見を承わりたいと思ひます。

○尾村政府委員 衛生行政の上からの汚物処理、ごみ等の処理でございしますが、汚物が下水道処理で近い将来に全部まかなえるということになります。また少し違つて参りますが、現在のところ約五百都市のうち、農村還元、いわゆる旧来のくみ取りで直ちに百姓に行くという以外のいろいろな処理方法でやつておるのが約三百都市あ

ります。このうちの相当部分が現在、いわゆる尿尿消化槽と申しまして、くみ取ったものを自動車等に積みまして、あるいはくみ取ったままこれをちようど終末処理場に当る尿尿の消化槽等に投入してやっておくところがある。現在多いわけでありまして、これを年々二十五カ所程度設けておる。実をいいますと、運搬処理は水路によるのがいい、つまり下水によるのが一番いいわけでありまして、これが地勢の関係、それから下水道に終末処理をするといういろいろな難易の問題で、これは極力推進はしておりますが、すでにでき上りましたのは七都市でございまして、今年も約二十カ所所継続事業として始めたばかりであります。本年またその程度今の予算の状況でやっております。しかもやっております都市におきましても、地勢の関係等で全部が下水の終末処理に一律に切りかえられない。つまり山の向う側とこっち側に分れておりまして、一方はくみ取ってこれを尿尿消化する、一方は終末処理する、これを逐次切りかえつつある。これは下水道をトンネル等をうがつこと等で逐次延ばしまして、尿尿消化を切りかえておる状況であります。現在のところはまだ大部分が下水道処理以外の他の汚物処理によつてやっております。これを極力チャンスを見ては下水の終末処理に切りかえる、それが当分続く状況であります。さような意味で、その都市の尿尿の消化処理が衛生上一番いい下水処理に早く切りかえるのはいつの時期かわかりませんが、そのときから下水道も終末処理が可能となつて、尿尿のために使えるわけでありまして、現段階では、やはり汚物の全般的な最終処理という観点からこれをやる方が能率的であるという形で、構築一本のいわゆる一元化よりも、極力両省で協力して合つて、不便を極力住民になくすということに努めて、今の衛生行政の一貫性によつてその点からの便利と合理性をはかつておる、こういう形で地方ともうまく話し合つてやっておりますわけでありまして。

〇三鍋委員 次にお尋ねしたいのは、国の補助と融資の関係であります。私はやはり第三十四条の補助率は法律で明定しておく必要があると、こう思うのでございまして、これが抜けているのはどういう考え方から抜けているのか、この点に対するところの御見解を承りたいと思ひます。

〇町田政府委員 三十四条におきましては、補助率の決定は政令で定めるところによるとして、政令にゆだねてあるのでもありますが、これは今後公共下水道を延ばして参ります際に、将来の事情の変化等に應じて適宜補助率等をもその地勢に合せて変える必要がある場合をも予想いたしましたことと、それからなお、最近定められた法律等におきましても、補助率につきましては政令で定めておる場合が多いのでございまして、そういう例にもよつたわけでございます。もし三十四条で補助率等を書く場合にも、従来の例によりまして何分の一以内というように書き方をいたしますので、具体的にはいづれ政令を必要といたします。そういうことも考えまして、政令で定めるところにより、こう規定いたしましたのであります。

〇三鍋委員 この下水道事業が非常に立ちおくれしておりますことは、当委員会におきましても論議の中心でありま

したし、またこの改正案が出てきたのも、それを何とか早く挽回しよう、そういう意思から出てきておるといたしますれば、こういつた点を明確にして、そうしてこういう意図込みでこういう工合にやるんだぞといったものがこの法文の上に現われておつた方が、改正意図というものがはっきりしておつて私は適切じゃないか、こう考えるのでございまして。今のようなお考え、そして御答弁では、何かそこになんしり込みして周囲をながめておるといったような感じを持つのでございしますが、大臣はこの点についてどのようにお考えでございしますか。

〇根本国務大臣 三鍋さんのたゞいま御指摘になった点は、一応そういうふうな考えにもこれはとられるでございましょう。ところが実は私の考えは、この下水道法を制定するに当りまして、今非常に立ちおくれしておるからこれを画期的に推進したいということになりまして、これは事業費の問題とそれからそれに裏づけするところの財政の問題が出てくるわけです。そこで財政当局といろいろ話をしてみまして、大体この下水道に対する関心は相当強くなりまして、にわかには補助率を高くするということとは非常に抵抗があるわけなんです。この際に下水道法を制定する場合に補助率を明定するとなりますと、勢いづつと低いところで法律化される傾向が出るのが取返されたのであります。しかもこれを作りまして、今事務当局からお答え申し上げたように、何分の何以下、こうなつてき

まして、これは大した効果がない。それでわれわれといたしましてはざっくりばらんに言いますと、この前の予算編

成時期に當つて、これで論争しておるとどうしても低率な補助になる可能性が強い。そうすると今度は地方財政面から見ますと、自治庁としてはそれじゃ困るということで、非常に難点がありますので、むしろ他の例にならつて政令で定めていく。こうなりますと、地方財政の状況もそれまでに大体見通しがついてくるし、それから国の方についてもその実態を認識してもらつて、そうして政令で一応定めて漸次――私は三鍋さんその他同僚議員諸君が言われるごとく下水道の推進に當つては相当率を高くしないと普及しないだろうという考えから、まあ見方によりましては非常にしり込みして

るようには見られるけれども、実は私はいくつかから伸ばそうとする気持ちでやっておりますわけでありまして、今後ぜひ補助率並びに事業費とも率を高めるように努力いたしたいと考えておる次第でございします。

〇三鍋委員 三分の一以下とか三分の二以下とか、そういう以下という文字をつけるから不安なのであります。それは以下なんというよけいなものを使わないで、はっきりと打ち出した方がいいじゃないか。私の申し上げるのは、予算関係やいろいろな問題があるもので、そう簡単に結論は出ないと思ひますけれども、何と云つたつてこの下水道というの、一番先になすべきものが一番あとに回されておるところに問題があるのであります。私は、今後予算編成をされる場合におきまして、こ

ういった点を明確に強く打ち出して、そうしてこれをやるんだぞという政府の強い意気込みと、地方団体のこれに対するところの腹がまえというものを

しっかりと持たせるようになるべきである、このように考えるのであります。そこでこの補助にいたしましては融資にいたしまして、この法文によりますと都市下水道に何ら規定がないのであります。これはどうしたわけであらうか、この点の一つ局長にお尋ねしたいと思ひます。

〇町田政府委員 都市下水道につきましては、事實は予算補助が従来からなされておるのでございまして、下水道といつたしましては、将来特に力を入れていかなければならないのは公共下水道、いわゆる暗渠の改良下水道でございします。その下水道が現在普及いたしておりませんので、過渡的に都市下水道が用いられておるといふ状況でございします。しかもこの都市下水道は新たに作るというところはほとんどないのでございまして、常に従来あります水路を指定いたしまして、その改築をして当分の間下水道の役をさしておるといふ状況でございします。特に性質としては過渡的なものであります。そういう意味におきまして、補助に関する規定といたしましては、公共下水道に関する規定だけをここに掲げたというふうな状況でございします。

〇三鍋委員 そこでこの法文によりまして、災害関係に對しましては何ら触れておらないのでございしますが、これは私のこの法律を実施していく上におきまして非常に片手落ちだと思ひます。なぜか、この点につきまして大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

〇町田政府委員 災害につきましても、実は予算の補助はいたしておるのでありまして、下水道に関する災害に

ついでに根拠法規は、災害復旧事業費の国庫負担法の方で解決をいたしたいと思ひまして、この下水道法には入れなかったのですが、負担法に關する改正は現在のところまだ関係各省の間で話が進まなかつておられないという実情でございます。

○三鍋委員 これは当然国庫負担法の方にうたわるべきである、こう思ひます。災害に対するところの国庫負担法によつてこれは当然処置あるべきである。

〔委員長退席、久野委員長代理着席〕

私たちはこの公共土木の災害の国庫負担法の改正がなされるべきであるという前提のもとに、ここに特にうたつてないことを了承するのでありますが、その負担法の改正が、どうも今のところなされるような気配もないのでございしますが、これに対するところの暫定措置といひますか、どのようにこの災害問題を考へておられるか、これをお聞きしたいと思ひます。

○根本国務大臣 お答え申し上げます。実は御指摘の通り下水道に対する災害復旧を補助の対象にすべきである、これはその通り私も思つております。ところがこの法律を制定するに當りまして、その意見調整ができませんでした。その結果、将来公共事業に対する国庫負担法のときに検討しようということになつてゐるのですが、これまた率直に申し上げますと、事実進んでおりません。結局この際いろいろとこの法律の態勢を確立するために最終的に委員会の御趣旨に沿ひまして今後何らかの措置によつて善処して参りたい。これは補助もやつておるわけな

んです。ただこれを法律に明定することについて財政当局と非常に意見が合いませんので、こういう状況になつておりますが、漸次御趣旨に沿うことに善処して参りたいと思つておる次第であります。

○三鍋委員 意見調整が事実できていないのだ、このように率直に大臣の御言葉をお聞きいたしますと、それ以上追及するのは何か意地張りのような感じも受けるのでありますが、これは非常に大きな問題でございまして、地方自治体においても非常に心配しておる点だと思ひます。これはこの委員会においても当然何とか適當なる処置を超党派的なさるべき問題である、このように考えますので、この問題につきましては以上で終了します。

最後に私は、大臣また局長さんにお願ひしておきたいのは、この下水道といふものは、実は私自身もこの法案がこへ出てくるまでは、あまり関心を持たなかつたといつてはちよつと言ひ過ぎかも知れませんが、あまり関心を持たなかつたのであります。ところがこの法案をずっと研究してみますと、実に先になさるべきことが一番あと回しになつておるといふその矛盾と、そこに關連するところの衛生上の問題あるいは経費の問題、こういったものが大きく浮び上つてくるのであります。そこで私は一般市民に對し、どうも私たち郷里はいなかでありますが、尿尿といふものは肥だめからくみ取るのが常識である、このような考えが長い間の生活を通じていつの間にか浸み込んでしまつておるのであります。この都市生活といふものを考えますと、これは一刻もゆる

がせにすることのできない問題であります。こういう大きな事業をほんとうに國家の大事業としてやるときには、何といたしましても住民自体がこの問題ををはつきりと認識せなければならぬ、こういう結論に達しなければならないと思ひます。これでは大へんだという氣持、早くこれを処理せなければならぬという氣持、これは何も、ちよつとした雨で床下へ水が入つてくるのか何とか、そういう問題だけでなしに、汚物処理という点から、そしてまたたまり水の非衛生的な状態、こういうものを考えましたときに、これはもうほんとうに何よりも先に解決しなければならぬ問題である、ということがわかるのであります。過日もこの下水道に關する映画を見せていただきまして、あのばい菌のうようよと活動しておる姿を見ましたときに、何かこう急に、おそろしいところに私たちは生活しておるといったような感じを強く受けたのであります。こういう一般市民の啓蒙宣傳、こういう点につきましては、私は十分に力を入れらるべきであると思ひます。そうしてみんなが一致してこれを早く解決しようといふところへ持つていくことが、この事業を完成する上においても大へん重要な問題点であると考えますので、この啓蒙宣傳という点について、どういふ処置をとつてこられたか、今後どういふような処置をとられようとしておるか、この点について御所見を承わりたいと思ひます。

○根本国務大臣 三鍋さんが御指摘になつてゐる点は非常に重要な問題です。実は私が建設省を担当いたしましたから、道路の問題とこの下水道に一

番重点を入れたのでございます。道路の方は割合に一般国民も理解なさいまして、皆様方のおかげで相当推進して参つたのでありますが、下水道の問題は、実は私はこれについては相当關係當局あるいは都道府県知事の諸君に、強力にこの問題を取り上げて参りました。何しろ今までの状況は、三鍋さんが御指摘のように、尿尿処理とか何とかは、大都市では困つておりますけれども、中間都市ではあたりまえだといふような觀念のために、なかなかこれが進んで参りません。そこで私の方としては、都市計画の際には道路と下水はまず優先的に計画を立てる、それが整つていなければ、今後單なる区画整理では意味をなさぬ、こういうような指導方針をすべしだといふように事務當局にやらせております。

が、啓蒙宣傳の点はまだまだ十分ではございません。單に關係の地方行政機關あるいは學識経験者だけで、まだ大衆的な規模における認識が足らない。こういう点は私も非常に残念に思つてゐまして、先般も実は東京都の首脳部の方と會つたときに、都民の時間ですが、私はいつも朝これを聞いておりますが、一般社会面記事的なことは一生懸命取り上げてゐるけれども、國民生活に對する道路とか下水とかいふ問題は、どうもあまり取り上げていないのではないかと、もう少しあつていふうなラジオその他においても取り上げてほしいといふことを要請いたしました。が、お示しのように、今後一般國民の下水道の普及に關する必要性、それからまたこれが普及しない場合に、いかに國民衛生上有害であり、おそれるべきことかといふことを極力検討いた

しまして、進めて参りたいと思ひます。

○久野委員長代理 中島君。

○中島委員 今回政府が画期的の下水道法案を提出されたことについて、私は私全面的に賛成の意を表するものであります。實際明治三十三年に制定の下水道法のままで現在までやつてきたといふ、そのこと自体が非常に驚くべきことであるのであります。その間所管官庁なんかはつきりしなかつたといふような、いろいろな理由もあるだらうと思ひますけれども、これは何としましても歴代政府の長い手落ちではなかつたかと思ひます。これはそこで先ほどからいろいろな委員の御質問がありましたが、問題は結局、これが公共施設であるかどうかといふことが基本的な問題であると思ひのであります。

〔久野委員長代理退席、大高委員長代理着席〕

そこで今度の法律改正に當りまして、かつて旧法におきまして改良下水道と呼ばれておりましたものを、公共下水道並びに都市下水路といふように、二つの呼び名に分けたわけであり、もちろんこの意味は、公共性の多分にあるものだと思ひます。こういう名前にしたのだと思ひますのであります。この下水道事業を公共事業としてみなすかみなさぬかということが、先ほどから各委員の質問にありました。予算措置の關係なんかに關連してくるのではないかと思ひますので、そこで大臣は下水道を公共事業とみなしておるかどうか、この点について大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひますのであります。

○根本國務大臣 原則的には私は公共事業と見ております。またそうあらねばならない。ただし、これは道路とか河川と違つて若干の特質を持つておりまして、先ほど来いろいろお示しありまして、今の終末処理に關係し、それから汚物処理という關係上、これはある意味において、公共事業ではありますけれども、その他の受益者も特定のものがあつてという観点で、若干のプラステアルファがありまされども、本質的には私は公共事業だ、こういうふうな觀念に立つて実は進めて参りたいと思ひます。そういう意味においてこの立法をしたつもりでございます。

○中島(慶)委員 大臣の御答弁は全く私同感であります。従ひまして基本的の問題として、この法整備に當りましても、財源措置に當りましても、公共事業という基礎の上に立つてこれはなさるべきだ、かように考えるのであります。

そこで今回の法案において相当画期的な条文を盛り込んでありますが、何と申しましても一番中心の課題は下水道の財源措置だろつと思つたのであります。そこでこの財源措置の關係については、計画局長の御答弁でけっこうなのであります。實際問題といたしまして、現在全国の下水道係を見ますと、上水道とからみ合せて多分に上水道に負担を付けておるような状態ですが、これはその地区々々の條件によりまして、あるいはそうしても公平なところもあり、そうすることが著しく不公平なところもあるというふうなわけでありまして、そこで下水道を担当する建設省としましては、下水道の財源措置というところに、ある程度の企

画性と申しますか指導方針と申しますか、そういうものがなければいけない、かように考えるわけでありまして。そこで本年度は相当大幅な起債も獲得したり、また下水道の使用料を定めたり、これらも私賛成であります。そこで問題の本質に入りますけれども、下水道の財源措置に對しまして、どういう計画と申しますか、お考えを持つておりますか。計画局長から具體的に伺ひたいと思ひます。考えるわけでありま

○町田政府委員 下水道を伸ばしますためには、ただいま先生の御指摘のように、財源措置を確立いたしますことが一番大切なことでございます。それで下水道の財源措置といたしましては、建設省ではまず第一に、国の補助をしていくということが必要と考えております。しかしそれ以外に自己の財源として、起債によつて事業を処理していく、それからこの起債を償還するため使用料を取っていくということが、第二として必要であると思つております。それからなおそれ以外に、従来のように都市計画税等によりまして起債以外の分を調達していくということも必要だと考えておるのでございまして、われわれは国の補助がまず全事業費の三分の一、それから都市計画税その他の自己財源によるものを三分の一、あとの三分の一程度を使用料等によつてまかなう。その使用料は起債の償還に充てていくというように考えております。

○中島(慶)委員 今私の聞かんとするような数字が出たわけでありまして、具私ちよつと聞き漏らしましたので、具體的にその率をもう一度御説明願ひたい。

○町田政府委員 三分の一が国の補助、あと三分の二を起債、そのうち半分は使用料によつて起債の償還に充てていく、あとの三分の一を都市計画税その他の自己財源で充當していくというように考えております。

○中島(慶)委員 そうしますと、ただいまの計画局長の答弁に對しまして念を押すようでありまされども、三分の一が補助、あとの三分の一が起債、それからあとの三分の一が自己負担であつて、これは都市計画税なんかで補う。こういうような構想でありますか。

○町田政府委員 最初に私のお答えいたしましたのは少し違つておりますが、三分の一が国の補助、それから三分の二は起債、それでその三分の二のうち半分は起債の償還に充てていく、あとの半分を都市計画税その他で償還していくということでございます。それから、それぞれの率で申しますと、三分の一が補助で三分の一が使用料、それから三分の一が都市計画税というふうなことになると思いますが、あとの都市計画税と使用料は起債の償還に充てていく、こういうことになっております。

そこで本年度の起債のワツその他についてこの前伺ひましたわけでありまされども、蒸し返すようになるのであります。大體本年度の起債のワツそれから国の補助なんかと比較いたしますと、全国における下水道事業の計画というふうなものは大體出そろつておると思つておるわけで、これらとくらひ合はして事業量に對して何パーセント程度の起債もしくは補助金がいふというふうなお見込みがあるか。お見込みがあると思はれお聞かせ願ひたい。

○町田政府委員 三十三年度は、まず國庫補助金から申し上げますと、建設省関係分が六億五千二百萬円でございまして、それから厚生省関係分が三億八千二百二十五萬円でございまして、國の補助が合計いたしますと十億三千三百二十五萬円ということになっております。これに對しまして起債が、自治庁の御意向を伺ひますと大體四十億円が下水道關係に予定されております。それで國の補助と起債を合せまして五十億になつております。

○中島(慶)委員 そこでもう一点。先ほど質問したのですが、その五十億程度でもつて本年度の下水道事業に對して何パーセントくらいに當るかというお見込みをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中島(慶)委員 ただいまの計画局長の御答弁によりまして、大體本年度の下水道事業は、大ざつぱりに見て自己負担は二割あれば事業が遂行できる、こういうふうな了解してよろしうござい

○町田政府委員 三十三年度はそういうことでございまして。

○中島(慶)委員 大臣は十二時から御用事があるといふので、ちよつと質問があとさきになりますけれども、一言お尋ねしておきたいと思つたので、本提出法案の第三十四條は財源措置について規定されてあるわけでありまされども、これは國の予算措置に對して補助をするということになつておるわけでありまして、この画期的法案を作成するに對しては画期的な欠く、私はこういうふうな考へるわけでありまされども、そこでお尋ねするのは、これを將來法律でもつて補助率を決定されるような御意思があるかないかというところが一点。

事業費国庫負担法にこの下水道を加えるような御意見があるかどうか、この二つの点について大臣に質問いたすわけでありませう。

○根本国務大臣 ただいま中島さんがおっしゃった通り、実は私の方としては本国会においてこの下水道法と相關連いたしまして、さらにそのほかにも災害の国庫負担法の改正をする必要があるということ、今日まで実は各省関係と折衝しておりますが、どうもはかばかしくございません。従いまして、今国会にはとうてい間に合わない、断念せざるを得なくなりました。しかしながら、われわれは先ほどいろいろと御説明申し上げたような趣旨におきまして、ぜひともこれは将来において国庫負担法の改正をいたして、下水道をその適用範囲に入れる、この方針を貫きたいと考えておる次第でございます。

○中島(農)委員 大臣に対する質問はこれでよろしゅうございませうから、お帰りになつてけつこうでございます。次に、自治庁からお見えになつておるわけでありませうから、これと関連いたしましてお伺いしたいのであります。と申しますのは、最初に問題のアウトラインを申し上げておいて御質問した方がよいと思つたのであります。大体これは私の方の飯田市に起つた問題であると同時に、旧来から自治庁の指導方針がそうであつたように思えて、全国的に同じ類例があるわけでありませう。問題と申しますのは、飯田市が最近、ここ二、三年ほど前から下水道の建設にかかつておるわけでありませう。ところが、財源に対して非常に苦しんだあげく、下水道の料金の値上げを、

大口消費者に対しては約八割ほどいたしまして、この財源をほとんど全額というほど下水道におんぶしてしまつたやうであつた田園都市でありますから、下水道は全部に普及しておりますけれども、下水道は市街地の中心地の、ごく一部分が使用ものである。そこで負担の不公平というところから、非常な問題が起きておるわけでありませう。従つて、つまり公営企業に對するはつきりした指導方針をこの際お伺いしたい、こういうふうに考へるわけでありませう。そこで公営企業法におきましては、第二条におきまして公営企業の、つまり条件と申しますか、業種と申しますか、そういうものをここでばつきりとうたつてあるわけでありませう。それから公営企業法の第三章の財務において、特別会計の規定があるわけでありませう。この特別会計の規定は、「地方公営企業の経理は、第二

条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行い、その経費は、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならぬ。」というふうにはつきり基本方針が定まつておりました。それからただし書きといたしまして、「但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、議会の議決を経て二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。」というふうになつておるわけでありませう。そこで問題は、このただし書きにおいて、二つの公営事業を通じて一つの特別会計を設けることができる、こういうことになつておるところが、いろいろ中心がぼけてくることになるのですが、結局その基本的な方針は、いかに「但し」があつても変りはないと思

うのですが、この法解釈についてどういう御意見であるか、承りたいと思ふのであります。

○山野説明員 地方公営企業法におきましては、ただいま御指摘の通り、十七条におきまして特別会計の経理の方法を定め、二条一項に定める事業ごとに特別会計を設けてやるといふことは、あくまで原則であります。しかし、ただし書きで、特別会計を合せてやるといふことも、これは認められておるわけでございます。ただいまお話しの上水道と下水道をあわせて一つの特別会計を設けたような場合でございますが、この場合、私どもの今申し上げております公営企業法の問題は、公営企業法を適用しておる事業だけに該当する場合の規定でございます。飯田市の場合は、下水道も下水道も法の適用を全く受けていないわけでありませう。すなわち、団体で任意に経営しておる事業でございます。従いまして、この公営企業法の解釈といたしましては、先生の今御指摘の通りの解釈でございますが、飯田市の場合におきましては、これは法以前の問題でございます。むしろ厚生省なりあるいは建設省なりの御指導の問題ではないかと思つたわけでございます。

○中島(農)委員 そこで、飯田市の問題は別にして、基本的な問題をお聞きするのであります。第十七条の「二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。」というところで、二つの公営企業の性格なるものを一つの特別会計にする、こういう場合においても、この第十七条の前段の「その経費は、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならぬ。」この条

項に基いて、事務的には一つの特別会計とするにいたしました。その一年間の決算をする場合においては、やはりおの特別会計で経理をせなければならぬ、こういうふうに私は解釈するのであります。自治庁の解釈はどうでありますか。

○山野説明員 二以上の特別会計を一の特別会計で経理する場合でございますが、その場合におきましては、それぞれの公営企業について各款を設けまして、たとえば下水道なら下水道、下水道なら下水道という款を設けまして、それぞれ経理することに私どもは指導しております。従いまして、それぞれ料金は、それぞれの事業の適正な原価に基いて算定されるというふうなことになると思ひます。

○中島(農)委員 さらにこの関係について御質問しますが、公営企業法の第二条におきまして、こういうふうに、公営企業の事業が明確にされておるわけ、それから第二条の二項におきまして、「地方公共団体は、政令で定める基準に従ひ、条例で定めるところにより、地方公共団体の経営する地方公営企業以外の企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができ。」「このようにしておるのです。が、この条例は、施行令の第一条であると思ふのであります。従いまして、施行令の第一条におきましては、モーターボート競走事業とか自転車競走事業とか地方競馬事業であるとか、いろいろなものを明記いたしてあるわけでありませう。そこで、この公営企業といたしましては、下水道と下水道とを一つの特別会計にすることは先ほど申しました第十七条から見ても、あるい

は第二条の二項から見ても、経理の内容をこたごたにして一つの特別会計にするといふことは、これは法条から見てもできないといふように解釈するが、そういう解釈でよろしいですか。

○山野説明員 御指摘の政令で定める基準と申しますのは、政令第一条を指しておることは御指摘の通りでございます。ただこの一の特別会計を設けることにつきましては、企業法の十七條で、一應第二条第一項の事業といふことに書いておりました。事業対象は第二条第一項の事業に限つておるわけでございますが、政令第一条の趣旨に沿つて法の一部を適用しました場合に、その政令の趣旨に従つたものと認定して企業法の一部を適用した場合に、一の特別会計に合せて行ふことを全く排除したものであるかと申しますと、私どもはさうには解釈をしていないわけでございます。

○中島(農)委員 そうしますと、あなたのおっしゃるのとはどういふ法律の根拠に基いてそう解釈しないとおっしゃるのですか、その点を承りたいと思ひます。

○山野説明員 十七條は二条一項の事業についてという「一の特別会計を設けることができる。」と書いたものでございまして、二項の事業について任意適用した場合の経理の方法を全く排除したのではないじゃないか、こういう工合に解釈しておるわけでありませう。

○中島(農)委員 そうしますと二項のことは特別会計ができる、こういうふうに承つたわけでありませう。つまり二項はただいまお話ししたように政令第一条に規定されておるのですが、

それ以外のものもあなたの解釈では一つの特別会計に含むことができる、こういうように御解釈なさるのですか。

○山野説明員 これはあくまで政令の基準に従った事業であって、当該事業の収入でもって当該事業の経費を主としてまかなえる事業でなければいかぬということとは当然でございます。

○中島(農)委員 そうすると具体的な問題として、下水道と水道事業とを一つの特別会計にするということは、僕は法的にどうしてもできぬと解釈するのですが、これはできぬという解釈であるかできぬという解釈であるか。できるとすればどういう法的根拠に基いてできると言われるのであるか、この点をばつきりしていただきたい。

○山野説明員 この任意適用される事業が主として当該事業の収入で経費をまかなえる事業であるかどうかということにむしろ私は問題があると思っております。下水道におきましては、既設の下水道が大部分でございます。その経営の基盤が確立しておるといふような事業であれば、これを下水道と一緒に経営することを排除するものではない。しかしその下水道が全く新規の、これから始まる下水道で、とてもその収入で経費をまかなうことは初めから問題にならぬというような下水道をあえて法適用して、下水道と一緒に経営することは妥当ではないという工合に解釈しております。

○中島(農)委員 そこで具体的な問題に入るわけなんです、飯田市の場合は現在下水道の建設中で、何年先に料金が徴収できるかわからないというような状態なんです。そこで下水道と下水道と一本の特別会計にしまして、こ

の建設費を全部下水道の方へおんぶしてしまつた。従つて八割というような高率な水道料金の値上げをしようとしておる、こういう状態にあるわけですね。こういう具体的な問題に対して、自治庁としての解釈は、一本の特別会計でいいのであるかどうか、それから一本の特別会計にした場合、その内容は事業ごとに「経営に伴う収入をもつて充てなければならぬ」ということを七条に規定されておるのだから、これらの点はどう解釈しておられるのか、その点お伺いしたい。

○山野説明員 結論的には下水道の経費を下水道へかぶせるといふ考え方が私は誤りだと思つております。ただ会計の処理の方法としまして特別会計を一本にされるのは、私は事情によつてはやむを得ないと思つておりますが、しかしその場合にもあくまで下水道は下水道、下水道は下水道と、分離して経理して、そうしてその経費の不足については、下水道の経費を持つてくる前に、むしろ一般会計からの繰入金をするとかあるいは都市計画税を入れるとか、そういう方法を講ずべきものではないかという工合に考えるわけでございます。

○中島(農)委員 そこで公営企業に対する料金の二項におきまして、「前項の料金は、公正妥当なものではないから、且つ、これを決定するに当つては、地方公営企業の収支の均衡を保持させるように適切な考慮が払われなければならない。」この規定され

ておるのですが、この「公正妥当」といふことについて、自治庁はどういう御意見を持っておるのであるか。私の考えでは公正妥当というのは、公営企業を経営する場合において建設費並びにそれに対する利子、それから維持管理費、こういうものを合計したものに、おいて料金を決定するのが公正妥当だと、こういうふうに解釈いたしておるのですが、「公正妥当な」といふところの具体的な何らかの方針が必ずあるはずだと思つておる、これについてお伺いしたいと思います。

○山野説明員 公正妥当なものでなければならぬという解釈の点でございますが、これはあくまで公営企業自体が、どつちかと申しますと独占的な事業でございますので、その事業をあくまで能率的に経営管理する必要がある。従つて能率的に経営管理するためには事業の必要とする適正なる原価といふものをとらえておるわけでございます。適正なる原価は一体何であるかといふ問題でございますが、これは御指摘の通り利息を含めまして建設原価、そういうものにももちろん維持管理費は入ります。そうして建設された当該施設の適正な減価償却、そういうものをひきくるめて適正なる原価という工合に考えておるものでございます。

○中島(農)委員 そこで先ほどの自治庁の答弁は、さっきの飯田市の例は公営企業に該当するものじゃないのだ、こういうふうにお話がありました。これは飯田市のみならず、その他にもこういうような類例は必ず出てくると思つておるわけであり、そこで自治庁はこれらに該当しない、該当しないといふか、頭数が足りないために該当しない

わけであり、実質においては全部同じ意味を持つものであります。そういうものに対する指導方針は、公営企業法にのつた指導方針をやるのか、あるいは別個の指導方針で臨むのか、この点をお伺いしたいと思つております。

○山野説明員 現在規定されております公営企業法が各事業別に五十人、百人と従業員の数でもって適用、非適用をきめておりますが、私どもは近い機会に、公営企業法を全面的に検討いたしまして、この人数に満たない事業について、一体どういう取扱ひをするか、あるいはここに掲げておる事業のほか、公営企業で営んでおる事業があるのに対してどういう指導をするか、法的規制をとるか、そういうことにつきまして全面的に検討いたしまして、現在のような非適用の事業に対する指導をもつと公営企業として一元化して参りたいと考えております。従いまして、現在のところは公営企業法の適用されておる事業について、この法の条章に従つて指導をしておりまして、近いうちに将来はこの非適用の事業につきましても、少くとも地方公営企業として営んでおる事業でありますれば、同じような趣旨で指導できるような態勢に持つていきたいというふうな工合に考えておるわけでございます。

○中島(農)委員 ただいまの御答弁は、将来はこの人数に満たない非適用公営企業もこの地方公営企業法にのつたような方法で指導するようになことを考えねばならぬ、こういうお話でありましたが、現在のことに就いては私どもは全く予期もしておりませんの

ぬものは、でたらめで、ほうりっぱなしで、向うの言ひ通りにしておる、こういうことですか。

○山野説明員 現在は、たとえば地方債の許可に当りまして、いろいろ水道の計画を持つておられますから、その際に私どもは十分指導をいたしております。

それからまた非適用の事業につきましては、団体の財政運営全般の問題といたしまして、そのような事業の指導を行なつております。なお非適用の事業については、現在建設省あるいは厚生省で、それぞれの所管の事業といふされて、適切な指導が行われるものと考えておるわけでございます。

○中島(農)委員 それで今の御答弁は、地方債を持つてきたときに指導しておる、こうおっしゃつたが、どのように指導されておるか、具体的にお聞きしたい。

○山野説明員 当該事業の、たとえば御指摘のような料金問題等につきましては、そういう、常識的に考えられないような料金を取らなければやつていけない下水道があれば、そういう水道については計画を変えさせるとか、あるいは完成の年次を伸ばすとか縮める、そういう事業ごとに当該事業の経営等を考えまして指導しておるわけであり、ただ下水道等につきましては、これは一般会計の補助事業でございますから、従いまして、この補助事業として認められた下水道事業を現実に経営する場合に、特別会計一本にしてその経費を上水道にかぶせるといふ、そういう経理のやり方については私どもは全く予期もしておりませんの

で、今後よく指導していきたいと思っております。

○中島(農)委員 まあ下水道が非常に必要だということははっきりわかっておる。そうして、この財源に対するところの基本的な処置と申しますか、国の方針がなかった、こういうようなことがいろいろ関連しまして、市もしくは町の下水道を建設するものは非常に苦しんだあげく、そういうような処置をとらざるを得なくなったと思つて、この点は私もことに同情しておるわけです。それから官庁としましては、そういうような事情を知つておつて、そしてこの下水道はそう大幅な収入がなくて、従つて起債の対象にもなりませんので、大体の指導方針はあつても、それを大目に見て今まで見のがしてやってきたのだ、こういうふうに私解釈して、従来はやむを得なかつたのじゃないかというふうに思つておるわけでありませう。

そこで、これは建設省の計画局と自治庁との関係になるわけですが、この財源措置に關して、先ほど計画局長から答弁があつたような、こういう画期的な方針が樹立されたのであるから、この方針に基いて指導していただきたいと思つたのです。これは下水道と上水道との関連のあることはだれでもいふものではないのです。ないけれども、法規制の上において明確なもの、あるいは指導方針に対して、両者で統一した指導方針がないと、ただいま申し上げましたように無制限に上水道にぶつかせていくというふうな、こういうところでもない常識はずれの事態が起るわけです。そこで法適用の上におきまして、特別会計の經理の

上において剰余金が出た場合には、議会の議決を経て一般会計なりその他の会計に充てることができるといふ法規制があるものでありますから、従つて指導方法としまして、先ほど申し上げましたような三分の一が補助である、三分の二が起債と自己負担、起債は使用料で償還する、自己負担は都市計画税で充当する、こういうふうな下水道の財源措置に対する一つのはっきりした指導方針ができたわけである。ところが都市計画税が、果して三分の一を負擔するだけの都市計画税が取れるか取れぬかということも疑問なんです。もしそういうような場合においては、これは正確にいへば公正妥当なところの料金でないかもしれぬけれども、若干余裕を見て、上水道会計は上水道会計として完全に、この法規制にある通りに一本にしておいて、余裕金を見て、その余裕金でできた都市計画税の不足分だけは充当するというふうな、ある程度の処置をとられることが私は好ましいと思つて、こういうふうな考えのわけでありますけれども、現在のような状態だと無制限に上水道にぶつかせるといふおそれがあるわけですが、大体、私の申し上げたことは御了解できたと思つたので、計画局長並びに自治庁が今後どういふ方針をとつたらよいかというふうな御意見を承りたい。

○尾村政府委員 先になりますが、今の上水道は私の方で所管しておるのでございませうが、上水道の、公営企業法の適用を受けたものは、先ほどからの自治庁の説明の通りで、今の飯田のごとき例、すなわちまだ地方公営企業法の適用を受けておらぬもの、これは、料金に基きましてその經理等の他のの流用等が起きるかというところでございませう。これは昨年立案いたしました成立いたしました水道法によりまして、必ず認可をする場合にも供給規程を入れなければならぬ。その供給規程の一番の重点は料金でございませう。これも、どれだけの料金を課するかということが認可条件になっております。しかも、すでにあるものを変更する場合にも一々認可を得ないと変更ができません。認可を得ないから、しかもその認可基準の中には、「料金が、能率的な經營の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」といふ大条件がついておる。従ひましてほしいままに他の会計に、この水道使用者から多額の料金をとりましてこれを他に回して、事業の財源に充てるというふうなことは一応この原則にははずれますので、さような料金変更の認可は得られないように、法そのものがなつております。ただこの場合に二つございまして、ただいまの委員の御意見のように、一つは料金そのものがある程度認可の通る範囲で改訂をいたしました、その剰余金を大體能率的な經營であくまで節約をして出すということが一つと、それからもう一つ現実に行為れておりますのは、下水道の使用負担料を個人々々にどういふ方法で課すかといふことが非常に問題なために、水道の使用料に準じまして、そのの割と二割あるいは三割というふうな、徴収のときについて水道料に比例してとつてもらふ。それは必ずしも水道会計の中に入れませんで、徴収等の便宜でそうやります。これを下水の負担料に直接回す、かような便法

を借りまして、実際には会計と關係なしにやる、こういうことをやつておるところもございませう。従つてこれは一向かまわない。前者の剰余金の場合には限度がございまして、あくまで節約をして出したものは当然通るが、最初からお話のように、八割も、あるいは倍にまでぶつかけて変更を通して、そのふえた分をほかのものに回すという場合には、おそらくこれはそう簡単には変更は通らぬ、かような法の規制を受けております。

○山野説明員 地方公共団体の經營します公営企業がそれぞれ適正に運営されることは、どうしても確保していかなければならぬ問題でございませう。で、私どもはそういう建前から、地方公営企業法の改正等を通じて、適正な運営がなされるように十分検討して参りたいと思つております。

○町田政府委員 ただいまの中島先生の御意見と私たち全く同じように考えておるのでございませう。将来厚生省、自治庁と十分連絡をとつて、方針を定めて参りたいと思つております。

○中島(農)委員 そこで厚生省にお伺いしますが、私どもは公営企業の施設、たとえば先ほど申しましたように飯田市のような場合は、市会で条例の改正さへ行われれば水道料金は、どうでも改正できるように考へておつたのですが、今の御答弁をお聞きしますと、あなたの方で一々許可認可を水道料金について求めなければ、水道料金の変更はできない、こういうふうな御答弁のようになりますが、そうだとしたならば、それはいつそういうように法改正がなされたのでありますか。そ

ういうことはいつから実施されておるか、それをお伺いしたい。

○尾村政府委員 昨年六月に通過いたしました水道法の十四条に基きまして、昨年の十二月十四日から施行されております。その十四条の三項の供給条件を変更する場合には、当然認可条件の変更でございませう。これは厚生省の定めるところによつて届け出るということになっております。届け出たものが不適正ならば、これは厚生大臣からその変更を命ずる、かようなつております。

○中島(農)委員 そうするとただいまの御答弁は、この公営企業法の適用されるところの、いわゆる百人から五十人、使用の頭数の關係で公営企業であるなしが決定するわけでありませう。それ以下の私營、公営企業に対しては、今の法律は適用されるものであるかというのが一点。もう一点は、結局あなたの方の許可がおりぬ限りは条例改正は法の建前としてできぬわけでありませう。そういうふうに了解してもよろしいのか、この二つの点をお伺いします。

○尾村政府委員 今飯田市の問題が具體的に出ておりますが、地方公共団体の場合には、厚生省令の定めるところによつて厚生大臣に届け出ます。その場合に不適当ならば、これは命令と申しますか、勧告をする。それからその以外、すなわち地方公共団体以外にも水道事業があるわけでありませう。その場合には認可を受ける、こういうふうな二項と三項で書き分けております。従ひまして今のお話の、条例をきめた場合には、こちらの認可でなくして、届け出になってどうもなければそ

のまま通過します。不適当ならば、実質的には勧告をいたしますが、従って勧告の出方がおそれれば、条例で成立はいたします。しかし先ほどの八割なんというようなことでございますと、原価計算してみまして、不適当だと思われれば、これは勧告を出すわけでございます。

○中島(蔵)委員 今の御答弁だと、条例を改正して、届け出たから直ちに実施ができる、こういう解釈であります。結局勧告した場合に応じなければどうなるか、こういう規定はどうなるか。

○尾村政府委員 法そのものでは、勧告して応じない場合に、これを取り消すとかあるいはその他処罰を加えるとか、こういうふうにはなっておりません。一般の水道所管の省と県並びに地方公共団体との指揮、指導監督の行政指導の範囲、こういうことに現在のところはなっております。

○中島(蔵)委員 そこで慣例として、結局水道料金なんか値上げするには、あなたの方に大体内意を伺って、それならよろうというふうなことになるって、条例を地方公共団体の議会の長が提出する、こういうのが慣例だと思えますが、慣例についてちよつとお話し願いたいと思います。

○尾村政府委員 概して今のお話の通りであります。と申しますのは、今地方公共団体が水道事業をやります場合に、もう当分一切国のお世話にはならぬ、さようなところはますますないので、今後も引き続いて将来起債の世話をします、その他今度は管理義務者等を嚴重に置かなければいかぬということになっておりますので、それらの設

置についても一切相談をいたして指導を受けなければ、実際にはこの法の運営はできぬように、嚴重な法になりますので、さように存じております。

○西村委員長 次会は明九日午前十時より開会することにいたしました。本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十八分散会

昭和三十三年四月十二日印刷

昭和三十三年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局